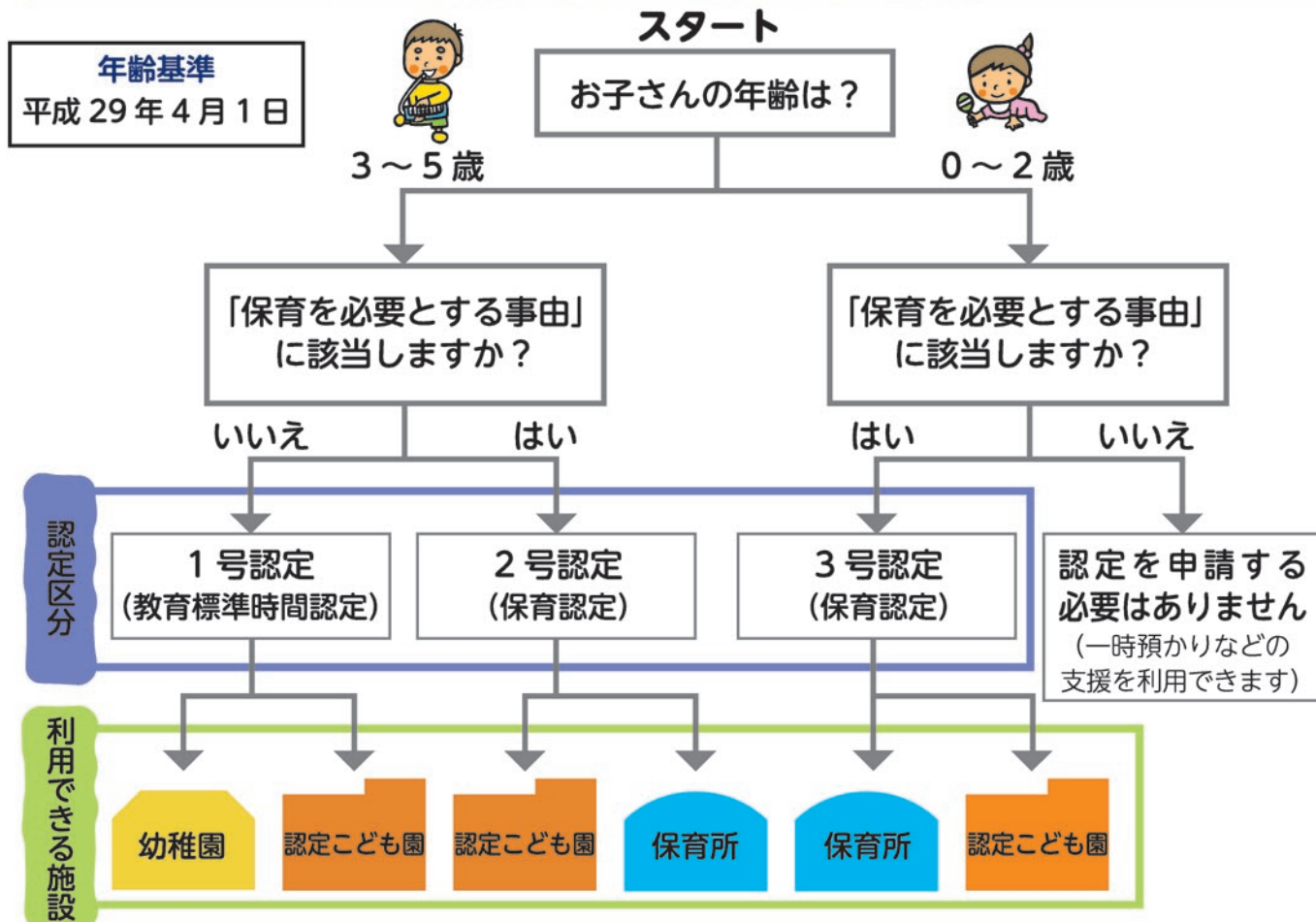


認定について

希望する施設への入所(園)には、認定申請が必要となります。認定には、3種類あり、年齢や家族の状況などにより受けられる認定が異なります。



あなたの認定区分は？利用できる施設は？



保育を必要とする事由

- 次のいずれかに該当することが必要です。
- ▷ 就労 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
 - ▷ 妊娠、出産
 - ▷ 保護者の疾病、障害
 - ▷ 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
 - ▷ 災害復旧
 - ▷ 求職活動 (起業準備を含む)
 - ▷ 就学 (職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
 - ▷ 虐待やDVのおそれがあること
 - ▷ その他、上記に類する状態として市が認める場合

保育の必要量

- 保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。
- ▷ 「保育標準時間」認定 = 最長11時間 (フルタイム就労を想定した利用時間)
 - ▷ 「保育短時間」認定 = 最長8時間 (パートタイム就労を想定した利用時間)



募集 平成29年4月入所(園)児童

～市内保育所(園)・認定こども園・幼稚園～



入所(園)案内

平成29年4月から市内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園に新規入所(園)を希望する児童の申請が始まります。希望の施設を事前に訪問するなどして確認した上で申請してください(募集施設の一覧は12・13ページ)。「認定こども園」に移行する予定の施設もあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

受付日時

9月12日(月)・13日(火)・14日(水)、午後1時～4時
※受付時間外の申請をする場合は、各施設にお問い合わせください。

受付場所

第1希望の施設
※富岡ひばり第二保育園を希望する場合は、東富岡保育所(☎63-6271)へ提出してください。

提出書類▷平成29年度富岡市保育関係施設利用申込書(2号・3号認定のみ)▷施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書▷保育を必要とする理由を証明する書類(就労証明など)(2号・3号認定のみ)
※提出書類は、こども課・各施設に用意してあるほか、市子育て支援サイト「子育てナビ」からダウンロードできます。

注意事項

- ◎平成28年度から市内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園の入所(園)申請時期が同じになります。また、各施設での受け付けとなります。
- ◎希望する施設に定員以上の申し込みがあった場合は、保育の実施基準などにより選考を行い、第2・第3希望の施設へ入所(園)していただくこともあります。必ず、第3希望まで記入してください。
- ◎東富岡保育所、妙義幼稚園については、平成28年度をもって閉所となります。

問い合わせ こども課こども育成係 (☎内線1144)

※市では、第3子以降保育料無料化事業を実施し、子育てを支援しています。

施設について

保育所

0～5歳



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

幼稚園

3～5歳



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施

利用できる保護者

制限なし

認定こども園

0～5歳



幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

0～2歳

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

3～5歳

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施

利用できる保護者

制限なし